

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和4年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村課長補佐 それでは、定刻となりましたので、令和4年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます社会・援護局援護企画課の中村と申します。よろしくをお願いいたします。

冒頭、厚生労働省事務局の本多大臣官房審議官から御挨拶を申し上げます。

○本多大臣官房審議官 皆様、本日は御多忙のところを御参集いただきまして、ありがとうございます。大臣官房審議官の本多でございます。

社会・援護局長の川又が公務のために遅れて参加いたしますので、恐縮ではございますが、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和3年度の戦没者の遺骨収集事業におきましては、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業をしてまいりました。

令和4年度におきましても、硫黄島や沖縄での事業を引き続き行うとともに、海外におきましても関係国政府との協議を引き続き行い、事業を実施してまいります。

具体的には、本年4月以降これまでにインド、マリアナ諸島、パラオ及び東部ニューギニアにおきまして、新型コロナウイルス感染症の状況にも配慮しつつ、現地調査派遣を実施したところでございます。

本日の会議では、戦没者遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定の取組状況等につきまして、御議論いただくこととしております。皆様からの忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

本日は5名全ての構成員の方、2名のオブザーバーの方に御出席いただいております。

なお、浅村オブザーバーにつきましては、都合により御欠席となっております。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席図のとおりでございますが、令和4年の2月、4月及び6月に人事異動がありました関係で幹部に変更がございます。御報告させていただきます。

川又社会・援護局長、重元援護企画課長、浅見事業課長、羽賀事業推進室長、高島戦没者遺骨鑑定推進室長、長谷川戦没者遺骨調査室長です。

なお、川又社会・援護局長につきましては、公務の都合により遅れての御参加となりますので、御了承願います。

続きまして、本日の有識者会議の傍聴につきましては、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、一般の方の傍聴はお断りすることとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、入室の際、手指の消毒をお願いいたします。

それでは、報道関係者の撮影はないようなので、進めさせていただきますと思います。

なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホーム

ページに公表することといたしております。

議題に移ります前に、初めに資料の確認をお願いいたします。

議事次第、次のページで出席者名簿、座席図、資料1「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料2「戦没者遺骨鑑定の取組状況について」、資料3「令和4年度予算について」、参考資料といたしまして令和4年5月版の「遺骨収集事業の概要」と「戦没者遺骨慰霊事業の概要」のパンフレットを2種類配付しております。

資料の配付漏れがございましたらお申し出いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、犬伏座長、進行をお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題は議事次第にもあるとおり3点、（1）戦没者の遺骨収集事業の取組状況について、（2）戦没者遺骨鑑定の取組状況について、（3）令和4年度予算についてということになっております。

本会議の進め方でございますけれども、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1の御説明を事務局よりお願いいたします。

○藤井室長補佐 事務局の事業推進室の藤井と申します。よろしくお願い申し上げます。

資料1の戦没者遺骨収集事業の取組状況について説明をさせていただきます。本年1月に開催された有識者会議から現在までに更新のあったところを中心に説明させていただければと思います。

1 ページの戦没者遺骨収集事業及び2ページの地域別戦没者遺骨収容概見図につきましては、令和3年12月時点から令和4年3月末の時点の更新のみで特に大きな動きはございませんので、こちらは割愛させていただければと思います。

3 ページでございます。過去5年間の遺骨収容数について記載をしております。前回会議のときは硫黄島の24検体、24柱を記載させていただいたところでございますけれども、沖縄と中部太平洋につきまして、沖縄では49柱相当の検体及び49柱の送還、中部太平洋におきましてはマリアナ諸島、サイパン、テニアン島でございますけれども、こちらから195柱相当の検体を送還しているところでございます。収容、送還の件につきましては、また追ってそれぞれの地域のところで御説明をいたします。

4 ページでございます。今後の遺骨収集の実施方針でございますけれども、現在も令和元年12月に関係省庁連絡会議で決定された戦没者遺骨収集推進戦略の決定に基づく実施計画により派遣することとしております。令和4年度の計画につきましては、資料の22ページ以降に実施計画を添付させていただいておりますけれども、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度以降、計画どおりには実施できていない状況でございます。

説明が前後して恐縮ですけれども、先に資料の5ページの中段にあります令和3年度の派遣実績を御覧ください。上から硫黄島、鹿児島県の喜志鹿崎、3つ目の米国内の在外公館につきましては、前回の会議で御説明をさせていただいておるところでございますけれども、新たに4つ目の令和4年1月及び2月にマリアナ諸島にて現地調査・遺骨収集を実施いたしまして、195柱相当の検体を送還しております。また、令和4年3月にパラオ諸島にて現地調査を実施しているところでございます。また、今後の遺骨収集の実施に向けまして、外交ルートを通じた文書の送付や厚生労働省と遺骨収集対象国によるオンライン協議を実施したところでございます。

5ページの一番上になりますけれども、各国の入国制限の現状でございますが、前回の会議の際は外務省の感染症危険情報レベルが3のいわゆる「渡航中止」、もしくはレベル2の「不要不急の渡航は止めてください」でございましたけれども、現在は全体的にレベルが1段階下がりがまして、レベル2の「不要不急の渡航は止めてください」もしくはレベル1の「十分注意してください」という状況になっているところでございます。また、今年の1月から3月くらいまでの派遣に際しましては、現地での入国後の一定期間の施設隔離や日本に帰国した際の水際対策ということで、帰国後に施設隔離や公共交通機関を利用しないといった制限があったところがございますけれども、現在は渡航に際しても、帰国に際しましても、おおむね入国前72時間以内のPCR検査やワクチン接種証明があれば、ほぼそういった隔離措置はなくなってきているところがございます。ただ、全体的に入国制限が緩和されつつあるのですけれども、例えば中部太平洋地域のミクロネシア連邦やマーシャル諸島といった地域はいまだ入国禁止という状況になっております。

これらを踏まえまして、5ページの一番下の令和4年度の取組でございますけれども、国内におきましては、硫黄島の遺骨収集を昨日から8月4日までの予定で今年度の第1回の派遣をしておるところでございます。また、沖縄につきましては、戦没者遺骨収集情報センターにおいて引き続き実施をいたします。海外派遣につきましては、先ほど申し上げた外務省の感染危険情報、各国の入国制限及び在外公館からの現地の医療機関情報等に基づきまして派遣を判断しておるところでございます。先ほど審議官の本多から説明がございましたけれども、令和4年度、既に第1四半期が終わっておりまして、この間、インド、マリアナ諸島、パラオ諸島及び東部ニューギニアへの派遣を行っておるところでございます。また、いまだ遺骨収集が再開できていない地域につきましても、再開に向けて引き続き文書の送付やオンライン協議を実施していく予定としております。

6ページになります。硫黄島についてですけれども、先ほども御説明したところですが、新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況を見ながら派遣を実施しているところがございます。前回の1月の会議では会議後の1月25日から2月10日でもう一派遣予定していると申し上げたところがございますけれども、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が発出されたこともございまして、一旦3月に派遣を延期させていただいたのですが、結果としてまた3月もまん延防止等重点措置が出たままということもございまして、

派遣を断念いたしました。よって、硫黄島につきましては、前回の会議同様、収容遺骨数は24柱となっているところでございます。

7ページの沖縄につきましては、先ほど3ページで申し上げましたけれども、戦没者遺骨収集情報センターが収容した49柱、令和3年度の実績として記載をさせていただいているところでございます。

8ページにつきましては、毎回添付させていただいているところでございますけれども、沖縄県内における遺骨の発見後の収容までのフローチャートでございます。

9ページ以降につきましては、地域ごとの取組状況でございます。地域ごとに全て説明すると時間がかかりますので、これまで説明したことと併せて海外の主な点を説明させていただければと思います。

9ページ、旧ソ連地域でございますけれども、一番右の今後の予定としまして、カザフスタンにつきましては、8月から9月にかけて現地調査を実施する予定としております。

少しページが飛びまして12ページ、マリアナ諸島でございます。先ほど令和4年1月、2月にサイパン、テニアンで現地調査を実施したと申し上げたのですが、4月から5月にかけてテニアン、7月にもグアムで現地調査を実施しているところでございます。今後の予定としまして、8月に改めてサイパン、テニアンに現地調査を派遣する予定でございます。

13ページでございます。パラオ諸島ですが、令和4年2月から3月に派遣をしまして、この際に協議及び現地調査を実施しております。5月の派遣の際には遺骨収集事業再開のための覚書を締結しているところでございます。また、今後の予定としまして、7月から8月にかけて現地調査を実施する予定としております。

一番下のトラック諸島でございますけれども、前回の会議のときは1月末までの入国禁止ということでしたが、期限が来るごとに入国禁止期限が延長されておまして、現在は7月31日まで入国禁止となっております。こちらも解除され次第、トラック諸島については取組を考えていきたいと考えております。

14ページになります。一番上の東部ニューギニアでございますけれども、7月に現地調査を実施とございますが、これは先週の7月10日から16日までで現地調査を行ってきたところです。今後の派遣につきましては、この報告を基に派遣を考える予定としております。

下のビスマーク・ソロモン諸島でございますけれども、6月にソロモンの国立博物館とオンライン会議を実施いたしまして、新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得ているところでございます。ただ、在ソロモン日本国大使館によりますと、現地の医療機関が脆弱ということもございまして、直ちに人を派遣できるかどうかというのは検討を要するところでございまして、現在派遣の予定については調整中でございます。

インドでございます。インドにつきましては、今年の4月に現地調査を実施いたしまして、資料は書き漏れてしまって申し訳ないのですが、2柱相当の検体を持ち帰って

おります。また、9月にも現地調査を実施する予定でございます。インドの4月派遣につきましては、本来は今年の3月に派遣をする予定であったのですが、相手国側の都合で4月にずれ込んだという事情でございます。

資料の17ページ、インドネシアでございます。インドネシアとの遺骨収集に関する協定につきましては、令和元年の6月に署名が行われまして、今年が協定の効力の3年目になっておりましたけれども、岸田総理が外遊でインドネシアを訪れた際に、首脳会談で協定の延長についての話をさせていただき、無事6月21日に協定の延長の署名が行われたところでございます。現在は事業の再開に向け、いろいろ手続を行っているところでございまして、7月11日にオンライン協議を行ったところでございます。

18ページ、フィリピンにつきましては、今年の6月に職員を現地に派遣をいたしまして、フィリピンの外務省及び関係機関と計画会議を実施しております。フィリピンにつきましては、7月末から8月にかけて現地調査を実施する予定としております。

一気に飛びまして、最後の30ページになります。戦没者の遺留品調査・返還業務につきまして、こちらは前々回の資料につけさせていただいているところでございますけれども、返還のスピードが遅いという御指摘もございまして、令和2年度にプロセスの見直しを行った結果、飛躍的に2年度に返還の数及び実際の調査の数字が伸びているところでございます。令和3年度もそれに基づきまして実施したところでございますけれども、若干数字は落ちているところでございますが、平成30年度に比べるとかなり数字的には伸びているところでございます。今後もこのプロセスの改善に基づきまして、委託先の遺族関係団体や各自自治体の御協力を得ながら業務を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○犬伏座長 ありがとうございます。

ここまでの事務局からの説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

黒沢構成員よろしく申し上げます。

○黒沢構成員 どうも御説明ありがとうございました。

最後の30ページの戦没者の遺留品調査・返還業務のところですか。この遺留品を御遺族に全てお返しできればいいわけですが、実際はなかなかそうもいかない、受け取られない御遺族もいらっしゃるのだらうと思います。そういう場合に厚生労働省で引き取り手のないものは保管されていくことになるのだらうと思います。その際、いつまで保管できるのかといいますか、場所の問題等もいろいろあると思うのですが、そういった問題も発生してくるかと思えます。仮に保管していくのが難しいということが起こってきた場合に、現実的には廃棄していくという問題が発生するかと思うのですが、その辺り、現在何かお考えがあるかどうかということですね。まだ話としては早いのかもしれないのですが、そういったことが一つです。

もし仮に廃棄する必要が出てきた場合に、しかし、その中でも優先順位が出てくると思

うのです。廃棄をする際に一律に廃棄してしまうということではなくて、ある程度優先順位をつけていくことも考えられるのではないかと思います。どのように優先順位をつけるかはもちろん検討しなくてはいけないことだと思うのですが、同じレベルの話ではないのですけれども、UNESCOに「世界の記憶」という昔「世界記憶遺産」と言っていたものがございまして。これはいろいろな歴史的に貴重な人間活動の記録を保存していこうということが主になると思うのですけれども、どういうものを遺産として保存していくかという場合に、唯一無二のものというのがあるのです。幾つも基準はあるのですけれども、唯一無二のものという場合の典型的なものは、その個人、例えば所有者が特定できるものが入ってきたりするのです。これはどういうことかということ、例えばシベリア抑留で抑留者がスプーンを自らつくったりして幾つも残っているわけですが、新宿の平和祈念展示資料館にたくさんスプーンがあるわけですが、展示されたりしていますが、そのたくさんあるスプーンは、言ってみれば1つだけ残しておけばいいのかもしれないのですね。ただ、そのスプーンを使った人か、つくった人か、そこは難しいですけれども、個人名が記されているということになると、それは唯一の一点物という考えで遺産の候補になってくるということになるのです。ですから、個人の所有物であった可能性のあるものは、ある意味でいうと唯一無二の一点物として、ほかの名前がないものに比べれば残すとすれば優先順位が高くなっていくということがあると思うのです。

例として適切かどうか分かりませんが、いずれにしてもお聞きしたいのは、廃棄について現在何かお考えがあるかどうかということと、その際に優先順位的なものが考えられるのではないかとということがあると思うのですが、その点について何か御意見、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○犬伏座長 ただいまの黒沢構成員の御質問、御意見等について、事務局から現在のお考えを御説明いただければと思います。

○浅見事業課長 事業課の浅見といいます。

ただいまの御質問に対する回答でございますけれども、厚生労働省では遺骨収集のときに氏名等の手がかりがある遺留品を発見した場合には、その遺留品を持ち帰ることにしております。本来、厚労省としては遺留品の調査、遺族への返還、これを業務として行っておりまして、様々な事情で御遺族に返還できなかった遺留品についての歴史的価値を判断することはなかなか難しいところではあります。現在、厚労省で保管している遺留品の多くは日章旗ですとか個人の写真、印鑑、認識票、こういったものなのですけれども、これらの遺留品につきましては、次世代継承の観点で戦後の労苦に関する資料の収集や展示を行っている施設、昭和館などに相談しまして、昭和館などが学術的な価値がこれにはあるのではないかと判断したものについては寄贈させていただいているところでございます。昭和館等の関係者によりますと、一般的に学術的な価値のあるものは少ないということで、例えば個人の名前等が書かれているものについてはあまり展示にはなじまないということもありますし、そういったことを含めてなかなか寄贈が進んではいないのですけれども、

現在のところ、厚労省に保管している遺留品等につきましては、その取扱いも含めて引き続き検討をさせていただくことにしたいと存じます。

○犬伏座長 黒沢構成員、よろしいでしょうか。何か追加の御意見があればよろしく願います。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

昭和館のようなところに寄贈していただくことができれば、それは非常に継承していくということでもよろしいことだろうと思います。その関係で、例えば地方自治体が歴史博物館、それぞれ県レベルで持っている県もございませうけれども、そういうところに呼びかけて寄贈、引き取ってもらえますかみたいなこともあり得るのかと思いました。博物館も厚労省ですもちろん昭和館、しょうけい館はありますけれども、可能性としてはお手数が大分かかるかと思いますが、そういったほかの自治体等の博物館なども視野に入れていただいても結構なのではないかと思えます。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、ほかの方、どうぞ。

熊谷構成員、よろしく願います。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

資料の3ページになるのですが、中部太平洋、これはマリアナ諸島の関係で、令和3年度は195の検体の送還というお話があるのですが、これは現在、所属集団の判定というプロセスに入っているのではないかと思うのですが、時間的には遺骨の送還に関してどれぐらいの時間がかかるのか、その場合に本年度といたしますか、令和4年度中に送還になるのか、その辺り、もし決まっていること、お分かりのことがあれば教えていただければと思います。

○犬伏座長 それでは、事務局から分かる方、説明をお願いいたします。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 戦没者遺骨鑑定推進室長でございます。

一般論としてのお答えになるかと思えます。どうしてもこの鑑定の業務、所属集団判定に関しましては、特に南方の御遺骨に関しては遺骨の状態が大変悪い状態でございますので、その中からいかにしてDNAを抽出するかということに関わると思っております。それが遺骨の状態にかなり左右されますので、一般論としては半年から1年ぐらい鑑定機関で分析をいただきその結果を基に所属集団判定会議をかけさせていただくということでございますので、現在、令和3年度でいいますと5回程度開催し、年間で3,000検体ぐらい審議してはいますが、その中に対応としては入っていくこととなりますので、一般論として2年以上はかかるのかと。ただ、これは検体が日本に来て判定が進むという状況でございますので、ここからその結果を基に相手国政府との協議になるかと思っております。

以上です。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

森本評議員、お願いいたします。

○森本オブザーバー 教えてほしいのですが、14ページのガダルカナル島の遺骨について「日米共同鑑定が必要」という文言がありますが、私はこの文言を初めて見ましたけれども、ガダルカナル島に限らず交戦国側との遺骨の混入も当然考えられる状況はあると思うのですが、これはガダルカナル島に限ったことということでしょうか。

私はこの内容の文章は初めて拝見しました。ガダルカナル島に限らず激戦地では交戦国側将兵の遺骨との混合収骨は当然考えられることですが、過去に同様文章を拝見した記憶がなく、これはガダルカナル島の収骨の鑑定に限ったこととの理解でよろしいのでしょうか。

○犬伏座長 それでは、よろしく申し上げます。

○羽賀事業推進室長 事業推進室長の羽賀です。よろしくをお願いいたします。

こちらに記載されておりますけれども、ガダルカナル島に限ることではございません。連合側戦没者の可能性は各地域にございます。こちらは特記させていただいております。日米の共同鑑定を行ったりすることがあるものですから記載しておりますが、限ったことではございません。

○犬伏座長 それでは、浜井構成員、申し上げます。

○浜井構成員 浜井でございます。よろしく申し上げます。

3点質問と確認をさせていただきたいと思っております。まず、13ページにございますギルバート諸島のマキン、タラワの現状と課題の中で、タラワ環礁で米国側NGO団体が収集した戦没者遺骨（アジア系）というものがDPAAの管理下にあるということでありましてけれども、こちらは何人分ぐらいの遺骨が現状管理下にあるのかをお伺いしたいのと、米国側のNGO団体はどれぐらいの規模というか、相当タラワ環礁に特化した形でそういった作業をしているのか、こういった形でこのNGO団体がこの作業をし、アジア系の日本人とも限らないかもしれないですけども、そういう発見に至ったのか、この団体の活動について教えていただきたい。それと、アジア系ということで、今後鑑定になると思っておりますけれども、こういったスケジュールで鑑定をしていくのかについての見通しを教えていただきたいというのが1点でございます。

2点目、29ページになりますけれども、沈没した艦船の遺骨に関してでございます。トラック諸島での実施を計画しているが、ただ、新型コロナウイルス感染症の影響で不確定な部分があるということでもございましたけれども、こちらは令和2年の取りまとめの考え方に基づいて積極的に情報収集を行っているということで、厚労省でも情報を幾つか保有しているということが前回でしたか、会議でも御報告いただきましたけれども、こちらはトラック諸島以外に関して何か計画があるのか、あるいは日本国内で作業可能な、沈没した艦船の遺骨の引揚げ等に関することができそうな情報があるのかどうかについて、あるいは計画中等であるとか、そういったことについて教えていただきたいというのが2点目でございます。

3点目、7ページの沖縄における遺骨収集に関わるのかというところではありますけれども、こちらの会議でもこれまで何度か話題になってきております辺野古基地における沖縄南部地域の土砂を使用するという問題に関して、来月8月から実際にこの南部地域の土砂が使用されることになったという報道がございましたが、この辺りの状況について具体的にどうなっているのかを教えてください。こちらの南部地域には遺骨が含まれているかもしれないということで、それはあってはならないという御説明はいただいているわけなのですが、実際に今後の展開によって遺骨が含まれないことが確実になったという認識でよろしいのか。そして、この問題に関しては厚労省がそういうことがあってはならないということに関して積極的に働きかけをすることを求めているわけでありまして、特にこの1年余りの期間においてどういう働きかけをしていたのかを具体的に教えてください。この3点でございます。よろしくお願いいたします。

○犬伏座長 それでは、3点について、御説明いただけるでしょうか。

○羽賀事業推進室長 第1点目のタラワについて、ここに書いてあることでして、データのものが手元にないのでそこは御勘弁いただければと思いますが、こういった戦没者遺骨を収集している米国側のNGO団体が収集した御遺骨が現在あることを承知しておりまして、今後状況を踏まえながら情報収集にさらに踏み込みまして、遺骨収集、また、遺骨の受領ができることがあれば取り組んでまいりたいと思っております。

南部土砂の問題等々、報道されているとおりでございますが、この関係につきましては防衛省の事業でございまして、厚生労働省といたしましてはコメントは差し控えさせていただきます。いずれにしましても、沖縄県におきましては、厚生労働省と沖縄県が役割分担をして御遺骨を収集することを進めております。御遺骨を収容する仕組みが構築されておりますので、防衛省をはじめ関係機関に対しまして、こういった沖縄で発見された地下壕や開発現場等から御遺骨が発見された場合には、この仕組みによって市町村へ通報していただくよう伝えております。厚生労働省といたしましては、引き続き沖縄県と連携しながら、一柱でも多くの御遺骨を御遺族にお返しできるように取り組んでまいりたいと思っております。

沈没艦船の話ですね。先に沖縄の話をさせていただきました。すみません。沈没艦船につきましてはいろいろ情報があるところなのですが、まずは沈没されている地点で例えばダイバーが潜ったりしまして御遺骨の尊厳が損なわれたり、人の目にさらされてしまったり、そういったところの情報がありました場合には、地域、技術の安全面とか、そういった検討を行った上で、収容可能となれば遺骨収集を実施することにしております。沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方、ここに書いてあるとおりなのですが、これに基づいて、そういった御遺骨を目にする可能性のある事業者等々の連携を深めながら、積極的に遺骨収集は行っているところでございます。令和4年度におきましては、トラック諸島の沈没艦船について遺骨収集を実施する予定でございます。トラック諸島を含めて、ミクロネシア連邦では令和4年7月31日までは先ほど申し上げたとおり外

国人の入国が禁止されている状況にございますので、こういった状況を踏まえながら、また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、入国制限等が解除された場合に速やかに事業実施ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

○犬伏座長 浜井構成員、何か追加的でございますか。

○浜井構成員 今、御説明いただいたところは、全然説明になっていないと思いました。

1点目のタラワに関して、手元に情報がないということでもありますので、後でも結構でありますので、私が先ほど質問したことについて情報共有をしていただきたいということが1点であります。

沈没した艦船の遺骨について、今、御説明していただいたのは、ここに書かれていることと先ほどのトラック諸島のところの説明を繰り返していただけてありまして、それ以外に例えば日本国内や厚労省がお持ちの保有情報の中で日本国内などで作業を行う予定や計画があるのかどうかについて質問いたしました。そちらについてきちんと御回答いただきたい。こちらは答えられるのではないかと思います。

3点目、沖縄に関してこれほどまで当事者意識のない御回答をいただくとは思わなかったわけでありませぬけれども、以前も適切な対応をするために厚労省が積極的に関与していくということはこの会議の中でも御発言いただいているところではありますが、これは防衛省の管轄ということではなくて、遺骨収集という観点からいうともちろん厚労省の主管であり、しかも、これは法律に基づいて防衛省、外務省と関係省庁と協力をしてやっていく事業でありますので、それについて何も説明をいただけないということは非常に問題ではないかということをお指摘しておきたいと思っております。

沈没艦船について特にお答えいただきたいのと、それ以外に何かコメントがあれば頂戴したいと思っております。

○犬伏座長 事務局のほうで、浜井構成員から御指摘があったように、3点のうちタラワ環礁について現在はまだ詳しい状況が把握できていないということであれば追加的にまたお集めいただきたいと思っております。それから、特に沈没艦船の件についてお答えいただきたいということでございますので、分かる情報についてよろしくお願ひします。

○羽賀事業推進室長 タラワにつきましては、申し訳ございませんが、後ほど御報告、情報共有をさせていただきたいと思っております。

沈没艦船の件でございますが、現時点で日本国内におけるそういった御遺骨の情報は承知しておりませぬので、今年度、日本国内における沈没艦船の遺骨収容等を実施する予定は今のところございませぬ。

過去、喜志鹿崎で沈没した戦艦と申しますか、そういったものがありますが、担当から喜志鹿崎の件は伝えさせていただきます。

○藤井室長補佐 沈没艦船におきましては、今のところトラック諸島以外は特に情報等がなく、ほかに予定はございませぬので、あくまで沈没艦船についてはトラック諸島に限りということで御理解いただければと思っております。

喜志鹿崎につきましては、戦闘機につきましては、昨年度、推進協会と協力して収容作業を行ったところでございますけれども、前回の有識者会議でも御報告させていただきましたが、こちらは特に遺骨は見つからなかったもので、収容はしていないところでございます。

浜井先生から最初に御質問のあったギルバート諸島のタラワ環礁の米国のNGO団体などその辺につきましては、手元に資料がございませんので、追ってお調べして御提供したいと思っておりますので、御容赦いただければと思います。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

沖縄の遺骨収集の件につきましても浜井先生から御意見が出ておりますので、またそれを踏まえての取組をお願いしたいと思えます。

資料1について、ほかの方々、いかがでしょうか。

黒沢構成員、よろしくお願ひします。

○黒沢構成員 資料1に関わるのかどうか分からないのですが、あるいは、そもそもの御質問で恐縮なのですが、御遺骨を収集される場合、日本人か日本人でないかということに判定されるわけですが、その際、旧日本軍人・軍属としておられた朝鮮の方々や台湾の方々がおられるわけですね。こういう方々の御遺骨が収集の中に混じっていることは当然あり得ると思うのですが、そういうことに関してはそもそもどういう取扱いになっておられたのでしょうか。朝鮮、台湾の御遺族の方々から遺骨に関して何か日本政府、厚労省に対して問合せ、要望が過去あるいは現在において何かあったりするのでしょうか、教えていただければと思います。

○浅見事業課長 朝鮮半島出身者の御遺骨かどうかというのは、お骨になってしまうとなかなか現場でその御遺骨が果たして日本人なのか朝鮮半島出身者なのかは区別がつかないのですけれども、その御遺骨のそばに朝鮮半島出身者の方であることを示すような遺留品等がもしあれば、韓国政府等に連絡をしてその御遺骨をどうするかについて協議をさせていただく形になるかと思いますが、現在のところそういった事例はございません。

先ほどお話に出ましたタラワでは、米軍が収容した御遺骨がアジア系だということで、米軍から韓国、そして日本にそれぞれ御遺骨の検体が提供されまして、その検体を鑑定したところ、韓国人のものについては韓国に、日本人のものについては日本に御遺骨が渡されたという事例はあります。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

そうしますと、日本側において日本人である、朝鮮人である、台湾人であるという区別は特にやられていないことになるわけですか。

○浅見事業課長 各地域でそういった朝鮮半島出身の方などが混在しているという情報があるところもあるのですけれども、ただ、御遺骨が日本人であるか、韓国人や台湾人であるかはなかなか見分けがつかみませんので、そこまでの区別は今の技術ではできてはおりません。

○黒沢構成員 この問題については、過去において特に韓国政府や台湾から何か問合せが

あるということもないわけですか。

○浅見事業課長 私は聞いておりません。

○犬伏座長 他の方よろしく申し上げます。

○本多大臣官房審議官 少し補足をさせていただきます。戦闘地域によりましては、朝鮮半島出身の軍人・軍属の方の御遺骨が混ざっている可能性はございます。所属集団判定会議におきましては、なかなかDNAだけですと分からない場合も多いかと思うのですけれども、もともとその戦闘地域でどれぐらいの割合で日本人の方あるいは朝鮮半島の方が亡くなっているという情報も踏まえた上で、専門家の方々が総合的に判断をしてこれが日本人の方の御遺骨と言えるかどうかを判定していただく。そういうところで注意を払って進めているところでございます。

○浅見事業課長 先ほどのタラワの御遺骨につきましては、そこで戦没された方の数が比較的多くなかったことから、そこで亡くなられた方の御遺族に呼びかけをしまして、手を上げていただいた方とDNA鑑定をさせていただいたところ、親族関係が認められ、その方が日本人であることが判明したというものです。また、韓国政府でも呼びかけをされたのかと思いますが、韓国人の御遺族の方とDNA鑑定をしたところ、その方との親族関係が認められ、韓国人の御遺骨であることが判明し、そちらに米軍から御遺骨が渡されたという経緯となっています。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

集団の判定とかで恐らく旧帝国臣民としての朝鮮、台湾の方々についての問題は認識されていると思うのですけれども、なかなか微妙な問題に発展する可能性はあるなど感じます。戦後も75年以上たちましたが、朝鮮、台湾の御遺族で日本人の御遺族と同じような思いをなされている方々もおいでだと思います。帝国臣民としてあった、日本軍人としてあるいは軍属としてあった方々の中には朝鮮半島、台湾のご出身の方たちも含まれており、いわゆる日本人だけではないことは留意しておく必要のある大事な点だと思います。

○犬伏座長 なかなか難しい問題もあろうかと思いますが、黒沢構成員の御意見をお含みおきいただきながら取組を進めていっていただければと思います。

いろいろ御意見が出たところでございますけれども、資料1につきまして、いかがでしょうか。

それでは、資料2に入らせていただきたいと思いますので、資料2の御説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○佐藤室長補佐 戦没者遺骨鑑定推進室の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料2の1ページを御覧いただけますでしょうか。戦没者遺骨鑑定センターの概要でございます。この概要については前回もお示しさせていただいているところでございますが、今回更新させていただいたところといたしましては、センターの体制の中でございます。厚労省が設置する分析施設の立ち上げに伴いまして、センター企画運営調整官の

下に企画運営担当がございしますが、その企画運営担当の下にDNA鑑定分析官(分析施設担当)というものを配置しております。この分析施設の立ち上げ状況については、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、2ページを御覧いただけますでしょうか。1の身元特定DNA鑑定会議でございします。平成15年度から実施しております身元特定のためのDNA鑑定は、令和4年3月末までに1,210件の身元が判明しております。令和3年10月から遺留品等の手がかり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を行うために、現在、御遺族から申請を受け付けておりまして、令和4年3月末までに947件の申請を受け付けております。そのうちの49件について身元特定DNA鑑定会議を実施しております。令和3年度は鑑定会議を5回開催しておりまして、10件の身元が判明しております。今年度1回目は6月22日に開催いたしまして、185件を審議しております。

2の所属集団判定会議でございします。所属集団の判定は、令和4年3月末までに5,370件の判定を行っております。令和3年度は判定会議を5回開催いたしまして、今年度1回目は6月30日に開催しております。567件を審議したところでございします。5,370件の内訳は資料の2つ目のポツにございします。御覧のとおりでございしますが、4ページに令和3年3月末時点との比較をお示ししております。4ページをめくっていただけますでしょうか。身元及び所属集団の確認状況について、令和3年3月末からの進捗状況を示しております。まず、身元の確認状況でございします。身元が判明した遺骨が1,200件から1,210件、身元が否定された遺骨が2,428件から2,921件となっております。所属集団につきましても、日本人の遺骨が829件から4,034件、日本人の可能性が低い遺骨が40件から96件、次世代シーケンサにてさらなる分析を行う遺骨が130件から1,240件となっております。

続きまして、5ページでございします。戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議のこれまでの概要、結果、議事要旨をまとめたものでございします。6ページ、7ページにつきましても、その鑑定結果の状況等をまとめたものでございします。

続きまして、8ページでございします。遺留品等の手がかり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施についてというところでございしますが、これまでの経緯と令和3年度を取組状況についてお示しさせていただきます。お示しさせていただきます。

9ページでございします。これからの取組についてお示しさせていただきます。今年度のさらなる広報の取組といたしまして、厚生労働省ツイッターにおいてリーフレットの掲載情報を毎月発信、援護年金受給者や恩給受給者の方に直接案内を御連絡する、広報紙掲載等に御協力いただける関係団体を増やすなどの取組を実施しているというところでございします。

続きまして、10ページ、11ページ、これは所属集団判定会議の概要及び判定状況についてお示しさせていただきます。お示しさせていただきます。

続きまして、3ページに戻っていただきまして、3の令和3年度委託事業(次世代シーケンサを使用したSNP分析)の結果についてでございします。令和3年度委託事業におきま

して、211検体のSNP分析を実施しております。全てではございませんが、一定の判定結果が得られることが認められております。令和4年度以降も所属集団判定会議で「判定不可」とされました検体について、SNP分析を継続して実施する予定としております。予定では約400検体の分析を実施する予定となっております。

では、令和3年度委託事業の結果を12ページに基づきまして説明させていただきたいと思っております。12ページを御覧いただけますでしょうか。まず、分析対象でございます。マル1といたしまして、これまで実施いたしました所属集団判定会議で「判定不可」とされました中から選定しました118検体、こちらがマル1でございます。マル2は、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議で日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されました241検体のうち85検体。マル3は、フィリピンにおける遺骨収集調査派遣を通じまして、今後所属集団を判定することとなります8検体です。なお、令和3年度の委託事業におきましては、令和2年度は過去に抽出して保管していた溶液を用いました分析でしたが、令和3年度は歯・骨からDNAを抽出して分析を実施しております。

13ページを御覧ください。その分析結果となっております。まずマル1の118検体の分析結果でございます。118検体中85検体につきまして、「判定不可」以外の結果が得られております。地域別では北方地域が13分の13検体、南方地域が105分の72検体の判定結果が得られております。これは収容地域により検体中のDNA状態が異なることから、今回の結果になったと考えております。

14ページを御覧ください。先ほどのマル2とマル3の分析結果でございます。マル2の85検体中の80検体、マル3の8検体中の3検体につきまして、「判定不可」以外の結果が得られております。一定の割合で判定結果が出ておりますが、こちらも検体の状態などから判定の結果が左右される結果となったと考えております。なお、今後、マル1の118検体、マル2の令和2年度に実施しました検体も含めました241検体、マル3の8検体につきましては、所属集団判定会議におきまして、専門家による総合的な判断を経て所属集団の判定を行う予定としております。

次に、15ページを御覧ください。こちらは現在の遺骨収容・鑑定プロセスをお示ししております。このプロセスにおきまして、フローの赤枠内が分かりにくいということから、確認といたしまして、DNA分析やSNP分析の結果は所属集団推定のための専門家による会議で議論した上でその所属集団の推定を行うといたしました専門技術チーム報告書の一部を追記しております。

3ページに戻っていただけますでしょうか。3の3つ目の○でございます。15ページで御説明いたしましたとおりSNP分析を実施した事案につきまして、鑑定プロセスではSTR分析等と併せまして、所属集団判定会議で総合的な判断を経て推定を行うこととされております。SNP分析結果を用いた所属集団判定の進め方といたしまして、STR分析結果や形質鑑定と同様、所属集団判定に資する情報の一部として利用することを考えております。SNP分析結果を活用しました所属集団判定の結果については、今後、戦没者遺骨鑑定センター運

営会議におきまして報告する予定としております。

続きまして、4の戦没者遺骨の鑑定体制の強化についてでございます。現在検討しております分析施設は、都内の民間施設に設置して令和4年度中に稼動する予定としております。現在の状況といたしましては、DNAシーケンサなど鑑定に必要な主な機器を設置したところでございます。また、専門家につきましても採用に係る手続は終了しております。その他必要な手続は現在進めているところでございます。

続きまして、最後でございますが、5の戦没者遺骨鑑定における同位体分析の応用に係る研究事業についてでございます。戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会が、令和3年12月に報告しました課題に対応するため、令和4年度研究事業を東京大学総合研究博物館に委託しております。16ページを御覧いただけますでしょうか。令和4年度研究事業の主な内容といたしまして、(1)の同位体分析の標準分析法を作成すること、(2)の年代測定における現在の暫定基準値の精度検証と基準値の確立、(3)の所属集団判定における判定基準の検討に必要な安定同位体分析のデータ収集と検証というところを実施する予定としております。

資料2については以上でございます。

○中村課長補佐 会議の途中で恐れ入ります。ただいま川又社会・援護局長が到着されましたので、一言だけ御挨拶を申し上げたいと思います。

○川又社会・援護局長 遅くなりまして失礼しました。社会・援護局長の川又と申します。6月28日から着任をしております。

皆様方にはお暑いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の中、こうして集まって会議ができるというのも非常に貴重な機会だと思いますけれども、今日は忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

それでは、犬伏座長、引き続き進行をお願いいたします。

○犬伏座長 御挨拶をありがとうございます。

それでは、資料2についてのただいまの事務局からの説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。本日、オブザーバーの浅村先生が参加されていないので、なかなか専門的なところのお話をお伺いできないのが残念でございますけれども、皆様、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がありましたら御遠慮なくよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 2点お尋ねしたい、あるいは確認ということになるかと思っております。1点目について、2ページの下から2行目のところで「日本人の遺骨である可能性が低い」96件については返還に向け相手国と協議ということになってございます。既に協議結果が出ているのであれば御説明いただきたいのですが、協議中だと思っておりますので、この協議の結果

については、この会議で今後報告をしてほしいということをございます。つまり、どこの国に何人分の御遺骨を返還したのかということについては報告をしてほしいということをございます。加えまして、こちらは旧ソ連と申しますか、シベリア抑留者に関しましては、令和1年の終わりぐらいに日本人の遺骨ではないことが判明したということで、それ以降、ロシアとの返還について協議を行うということをご説明いただいております、そこから2年半ぐらいたっている状況でありますけれども、その状況はどうかということをございます。既に幾つか返還済みであるとか、あるいはまだ協議中であるとするならばどういう状況なのかということ、そして、今、ウクライナ情勢ということもありますので、もしロシアとの返還に向けた協議がストップをしているということであれば、その状況についても説明をしていただきたいということをございます。

もう一点なのですが、今後こういったDNA鑑定がどんどん充実していくにつれて、御遺族に御遺骨を返還することも多くなってくるのが期待されるわけをございますけれども、御遺族に引渡しをした御遺骨の実績を統計で出してほしいということをございます。こちらの統計は今までは出ていないのかと思うのですが、これまで一体この事業においてどれだけの御遺族の方にこの遺骨を引き渡すことができたのか、そして、例えばここ5年、10年の推移はどうだったのかということも含めて、こちら次回以降統計として出していただきたいということと、今、もし数字が分かるようであれば教えていただきたい。今までにどれぐらいの御遺族の方に引渡しができている、例えばこの2～3年はこういう実績ですよということがもし分かれば教えていただきたいということをございます。

以上をございます。

○犬伏座長 それでは、浜井構成員の御質問、2点ありましたけれども、よろしくお願ひします。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 協議の状況に関しましては、別途御回答させていただきますが、私からはこちらの資料にあります96件「日本人の遺骨である可能性が低い」というものの内訳をご説明させていただきたいと思ひます。96件の内訳といたしましては、一番多いのは旧ソ連、これが83件をございます。うち2件はカザフスタンが含まれているものでございます。次はノモンハンが7件、インドネシアが5件、パプアニューギニアが1件、計96件ということをございます。

○藤井室長補佐 浜井先生の最初の質問について御回答さしあげます。ロシアの返還の関係をございますけれども、今のところ御遺骨を返還したという実績はございません。現在の協議状況をございますけれども、少し前になりますが、令和2年11月6日にロシア外務省と課長級のオンライン協議を実施しております。この際、今後遺骨の返還が必要な埋葬地が増える可能性がありますので、事例が判明したら速やかにロシア側に連絡するという説明をしております。その後の所属集団判定会議で日本人の可能性が低いと判定された場合につきましては、その都度ロシア外務省には連絡をしているところをございます。返還の協議の方法につきましては、今後ロシア外務省側から在ロシアの日本大使館を通じて返

還手順が示される予定になっておりまして、現在ロシア側からの回答待ちということもございますけれども、御承知のようにウクライナ関係がございまして、以前まではそういった協議を進めていたところがございますけれども、それ以降は現在止まっている状況でございます。

以上です。

○犬伏座長 それでは、引き続きお願いします。

○長谷川戦没者遺骨調査室長 戦没者遺骨調査室長の長谷川と申します。

浜井構成員から御遺族にお渡しができた御遺骨の数ということで御質問がございました。これまで有識者会議でこの件数の資料は特段入ってはいないのですが、今、先生方のお手元がございます「遺骨収集事業の概要」というパンフレットで写真が付いているものがあると思います。こちらの後ろから2ページのところに水色、黄色、ピンクなどで描かれた表がございますが、こちらの一番上、御遺族に御遺骨をお返しした数ということで、令和3年度末時点です。平成26年度まではまとめた数字となっておりますが、令和3年度末で1,624件の御遺族に御遺骨をお返ししております。この数字は記録がしっかりと残っております平成3年度以降の数字の累計となっております。もちろんこの中にはDNA鑑定で判明した方も含まれておりますし、鑑定が始まる前、遺留品等々で御遺族にお返しした数も含まれております。

○犬伏座長 そうしますと、統計としてはこれが一番明らかになる統計だということですね。

○長谷川戦没者遺骨調査室長 そうです。

○犬伏座長 浜井構成員、いかがですか。

○浜井構成員 ありがとうございます。2点とも理解をしました。

統計に関して、平成3年以降とおっしゃったかと思います。これより以前に関しては特に分からないということなんでしょうか。平成3年以降となると1990年代以降ということになると思うのですが、それ以前に多くの遺骨が収容されておりますが、それらの実績については厚労省では統計を持っていないのか、それとも何か漠然とした数字はあるということなんでしょうか。そこだけ確認をさせていただきたいです。

○長谷川戦没者遺骨調査室長 もちろん戦後遺骨収集が始まりましてから復員兵の方がお持ちになったものも含めまして、お身元が分かり御遺族にお返しできているものはたくさんあるのではないかと思います。はっきりとした記録が残っておりません。平成3年度以降の数字と限定させていただいた上で、この1,624という数字を出しているところがございます。構成員がおっしゃいますとおり、たくさん御遺骨が戻っていることは間違いがないと思います。

○浜井構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 今の関係で、よろしくをお願いします。

○黒沢構成員 今回の浜井さんの御質問との関係で、日本人の遺骨である可能性が低い御遺骨の返還ということなのですが、そうすると、この返還された遺骨の中に、朝鮮人や台湾の方々の遺骨が含まれている可能性はある、あるいは否定できないということにはなりませんか。

○浅見事業課長 朝鮮人や台湾の方々はアジア系の御遺骨ですので、お返しするのはそういった人種ではなくて、欧米系ですとかそういった方、明らかに日本人でない御遺骨をお返しする形になります。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 補足をさせていただきます。今、事業課長からお答えいただいた内容が基本なのですが、所属集団判定会議におきましては、まずDNA鑑定のDNAの型をベースに判定をしていただいております。そこでアジア系について、どうしても韓国人ないし台湾人の型と日本人のDNAの型は大変似通っておりますので、判定といたしましては、そこはきれいにミシン目が入るものではございません。ここでいう「日本人の可能性が低い」というものは、DNAの型から見て明らかに例えばヨーロッパのDNA型だという御判断をいただいたものと我々としては受け止めてございます。

以上です。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

○黒沢構成員 そうすると、含まれている可能性はあるということになりますね。ありがとうございました。

○犬伏座長 では、森本評議員、お願いします。

○森本オブザーバー 2ページの○の3番目、前回の会議のときにもお話がありましたけれども、情報がない戦没者の遺骨の身元についても公募されたということで、これで3月末までに947件の申請を受け付けたということで、これは今も続いていると思うのですが、このうち49件の審議とありますね。次の○では10件の身元が判明したとありますが、これと上とは違うことだと思うのですけれども、審議してどうなったのか。

これについてはところどころに高齢化した遺族というか、私も遺児ですが、私も実際には公募に応じております。けれども、別に父子鑑定を早く聞きたいというわけでもありませんが、このDNA鑑定、例えば15ページを見ますと、遺骨の収容から検体の持ち帰りまでは年度内に済むわけです。それから下の赤点の破線の中についてとこの辺まで、今、いろいろな専門家会議みたいなどころではかなり有名な先生方で構成されて、後のほうにメンバーの氏名もございますけれども、議題の1番のときに年数の説明もあったと思うのですが、これによってどのくらいの年数で鑑定が分かるものなのか。あるいは今の時限立法での令和6年度までという形になっていますから、それとこの検体を今後鑑定していくということについては、今の年数でいくと令和6年度までに終わりませんし、時限立法の話はまた違う方向の話になると思いますけれども、現実には本当に我々遺族も高齢化していますし、もう平均年齢は81ということを考えれば、もちろん我々にも子供、孫がいますから、その人が結果についてはお聞きするのですが、できれば自分で父子関係なりなんなりがお

聞きできるのであればお聞きしたいということで公募に応じている人が多いと思うのです。これで現実には本当にどのくらいの実際の時間が必要なのか。

それは地域によって、あるいは遺骨の状況によって、先日の道志村キャンプ場の母子鑑定のところもありますけれども、あれも骨片というか非常に小さい骨でも時間がかかった部分もありますが、母子鑑定がはっきりして残念な結果になったとお聞きしています。我々はもう父は戦没しているわけなのですが、今、検体が恐らく列をなして相当数待っていると思いますし、先ほどの議題の1番の説明の中にも今年度の計画はありますけれども、この計画どおりいくと、また相当数の検体が上がってきます。それで時限立法での6年度まで、それ以降については現状では我々も何とも言えませんが、形骸化という用語がありますが、だんだんみんな結果が出るのが長くなっていくと、遺族としたら不安といったら変ですけども、もっとスピードアップできないものかという意見があると思うのですが、いろいろな研究をして、いろいろな科学が進歩するにつれて、いろいろな方向からの調査の資料を集めておると先ほど報告がありましたけれども、それにしても現実に大体時間的に平均するとどのくらいで、否定であっても肯定であってもいいですよ。はっきりどっちかに結果が出るのかというところ、現状ではお答えはできないのですか。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 最初の御質問、947件の公募による申請に対して49件審議を行ったということでございますが、これはいずれも否定、判明されなかったということでございます。ですから、10件身元が判明したということとの関係でございますけれども、この10件はまさに手がかり情報がある御遺骨ということでございまして、49件審議したものに關しまして、手がかり情報は無いものでございますけれども、全て否定ということになってございます。

2つ目の御意見でございますが、おっしゃるとおりスピード感を持って取り組むということを我々としても重く受け止めてございますが、繰り返しの御説明になりますけれども、御遺骨については、大変長い間地中にある状況でございます。地域によってはほぼ損壊しているものもございますし、また、特に南方に行けば激戦地でございましたので、遺骨の状態は大変悪い。その中からDNAについてマッチングをする訳ですが、マッチングに使えるDNAがまず取れるのかどうかを鑑定機関の専門家に見ていただいて、そこから僅かに残るDNAを増やして、それで遺族の方とマッチングをしていただくと。これが本当に一般論で大変恐縮なのですけれども、早くても半年、1年以上はかかっている状況です。

資料の7ページでございますけれども、今、12の鑑定機関において遺骨のDNAの型を調べていただく検体数を書かせていただいております。令和2年度は955件の御遺骨、検体を分析いただき、令和3年度は684という形で少し減っているのですけれども、鑑定機関に依頼した検体数としましては1,109件依頼しています。ただ、年度内に全ての結論が出なかったということで684が実際の数として減っています。そういう意味で大変難しい作業ということでございます。ただ、御意見の中にもありまして、スピード感を持たなくては行けないということに關しましてはおっしゃるとおりでございます。私どもといたしま

しては、手がかり情報のない御遺骨に関する公募、これを昨年の10月から厚生労働省が検体を保有している全地域を対象に地域の制限をなくすということで広く募らせていただき、そこでマッチングをしていくと。また、今日の御説明にも入れさせていただいておりますとおり、厚生労働省自らでも遺骨のマッチングができるようにということで分析施設、これを今年度内に稼働させたいということで、できることをしっかりと取り組ませていただきたいということを御説明させていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 いかがでしょうか。

○森本オブザーバー 御説明は分かりましたけれども、最後の自前のラボを立ち上げるという話です。これが立ち上がったら、外部の機関の数が11、12ですけれども、自前のラボが立ち上がった場合、どのくらいのスピードアップにつながるのでしょうか。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 スピードアップについて、数値的にお示しすることはなかなか遺骨の状態によって左右されるので、今の場ではお答えが難しいのですが、今ラボもその12の鑑定機関と基本的に遜色ない水準で処理できるように、そうした設備と人員を配置させていただくということでございますので、これをしっかりと整備強化していきたいということでございます。

○森本オブザーバー よろしくお祈いします。

ただ、遺骨収集の時限立法の問題も、令和6年度までに集中して遺骨、検体が上がってくるケースもあると思うのです。それ以後のことは現状では何もお聞きしてもお答えができないと思うのですが、検体がある以上は、おっしゃったように、スピード感という言葉は私は嫌いですが、現実にはスピードアップしてください。お願いします。

○犬伏座長 自前のラボの稼働はいつからになりますでしょうか。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 先ほど資料の御説明もありましたとおり、今の状況といたしましては、分析施設において必要となる主な機器、これが全て設置できた状況でございます。また、それを扱う人間、この採用も終了した状況でございます。この後に何が必要かといいますと、その機器がちゃんと動くかどうかという動作点検、そして、人員に関しましても個人情報保護も含めて必要な安全管理の研修を受けていただくことがプロセスとしてございます。その次が一番重要なのですが、機器を使ってちゃんとDNAの鑑定結果が出るのか精度検証をしなければいけません。その精度管理をして初めて稼働ということでございますので、今は機器の設置ができ、人員が確保できたという状況で、この夏に向けて、先ほど申し上げた精度管理、精度検証をして問題がないことが確認できれば稼働と考えてございます。

○犬伏座長 そのほか、いかがでしょうか。

熊谷構成員、よろしくお祈いします。

○熊谷構成員 またスピードアップに関わる話になってしまうのかもしれませんが、3ページの次世代シーケンサを使用したSNP分析の関係で、令和4年度も引き続き400件

分析依頼という数字が書いてあります。18ページの参考資料になるのですが、次世代シーケンサにてさらなる分析を行う遺骨の数として既に371は終わっているのですが、1,400という数字があって、そうすると差引き現時点、令和3年3月末になるのでしょうか、1,000を超える遺骨がさらなる分析が必要ということなのだろうと思うので、令和4年度の400件だとまだまだ足りないということになるのですが、これはさらに次年度以降追加でということになるのだと思うのですが、そういったところに関する予定があるのか。

それから、こちらは自前のラボでは対応しないということなのだろうと思うのですが、その辺りも分かれば教えていただければと思います。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 来年度の予定件数に関しましては、これはまさに来年度予算要求に直結する問題でもございますので、今、この場で数字を申し上げることは控えたいと思いますが、我々としては御指摘いただいたとおり400という数字が上限とは考えてございません。実際の受託機関で分析できる目いっぱい検体数を処理できるように予算をしっかりと確保し、それに対応できるようにしていきたいということでございます。

自前のラボでSNP分析をするのかという点に関しましては、この点は運営会議でも御議論いただいたこととございます。SNP分析そのものはなかなかできないのですが、それ以外のDNAの抽出等々に関して、これは今後考えていかなければいけないところかと思っております。今の分析施設の予定といたしましては、SNP分析をラボでやることは予定してございませんけれども、その前さばき、そうしたところはラボでもできるように考えていかなければいけないと考えてございます。

○犬伏座長 よろしいですか。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 それでは、ほかに資料2についていかがでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 先ほどの質問の補足でお伝えし忘れたところですが、御遺族に遺骨をお返した数の統計のこととございますけれども、平成3年以降ということとございましたので、こちらの資料も平成3年以降の記録だということが分かるように明記をしたほうがよろしいのではないかと思います。事業自体はその前からやっているという説明はその前のほうで説明をしておりますので、そこが分かりにくくなっているかと思っておりますので、補足、※か何かをつけて平成3年以降の統計ですよということは説明をどこかに入れたほうがよいのかと思っております。

以上です。

○犬伏座長 これぐらいの数しかないのかと思われることもあろうかと思っておりますので、浜井構成員の御意見のように明示されたほうが、厚生労働省としても取組の具体的な様子が分かるかと思っております。どうもありがとうございました。

○長谷川戦没者遺骨調査室長 御指摘ありがとうございます。承知いたしました。

○犬伏座長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、資料3に移りたいと思います。資料3についての御説明をお願いいたします。

○渡邊課長補佐 事業課の渡邊でございます。

お手元の資料3の令和4年度予算について御説明させていただきます。令和4年度予算につきましては、前回のこの有識者会議の場で予算案であることを前提に概要について御説明させていただきましたが、正式に予算がセットされましたので、改めて内容についてお話しさせていただきます。

まず1ページなのですが、ここでは遺骨収集にかかる予算額のこれまでの推移について表しております。平成28年度の遺骨収集推進法制定以降、令和6年度までの集中実施期間中に目標とする事業を行うために必要な予算額をこれまで確保してきたところでございます。集中実施期間の開始に当たりまして、まず平成28年度と29年度に海外資料調査を集中的に行いまして、そこで得られた日本人戦没者の遺骨情報の分析を行い、その結果を基に現地調査派遣を集中的に実施する方針を打ち立てました。それに基づきまして、令和2年度は元年度の倍の回数の派遣を実施することといたしました。その結果、令和2年度予算は対前年度から大幅に増加し、約30億円を計上しております。そして、令和3年度予算も引き続き同等以上の要求をすることとしておりましたが、2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって海外への派遣ができなかったため、令和2年度中に執行できないと見込まれた予算額、これが約3.9億円なのですが、こちらを翌3年度に繰り越し、その分、令和3年度の本予算額を抑えた形となり、本予算額としては約27.6億円となりました。しかし、繰り越された3.9億円、これと合わせました執行可能額は約31.5億円ということでございました。そして、令和4年度予算につきましても財務省と厳しい折衝を行ったのですが、前回の予算編成のような翌年度への予算の繰り越し、つまり3年度未執行分の4年度予算へのスライドは行わないで、遺骨収集事業の実施、遺骨の鑑定の充実など、我々が推進を図るべき事業につきまして必要な予算額を確保しまして、その結果、約32.8億円の予算を確保することができました。これは対前年度の執行可能額と比べまして約1.3億円の増額、当初予算額との対比では約5.2億円の増額となっております。

続きまして、2ページと3ページに令和4年度予算の内訳を整理しました。4年度の予算は、御覧のとおり硫黄島の事業を始めまして、大きな6つのカテゴリーに分かれております。まず硫黄島では、滑走路地区における地下壕探索のための面的調査等の経費を計上しており、対前年度で約1億円を増額いたしました。マル2の海外等における遺骨収集事業につきましては、現地調査・埋葬地調査を元年度ベースから倍増した2年、3年の調査派遣数、これと同等の班数を4年度も設定しました。フィリピンや東部ニューギニアなど御覧の地域で調査を実施することとしておりますが、ミャンマーにつきましては、現地の政情が不安定であることを鑑みまして、4年度中に多くの派遣を実施することが難しいのではないかと考え、3年度と比べて班数を減らして計上しております。遺骨収集も同様にミャンマーの減はありますが、御覧の地域において令和3年度とほぼ同回数の派遣を設定

しております。

そのほか、マル3の法人運営経費、3ページのマル4の海外公文書の資料収集、飛んでマル6の遺骨・遺留品の伝達につきましては、対前年度同額を計上しておりますが、マル5の遺骨の鑑定につきましては、先ほどから説明がありますが、令和4年度中の稼働を目指して現在準備を進めておりますラボでの鑑定実施の経費のほか、遺留品等の手がかかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに公募により実施することとし、これにより御遺族からの鑑定の申請件数が増えることが見込まれ、また、取組の周知のための経費なども計上しており、トータルで約1億円を増額することとしております。

簡単であります、以上が資料3の説明でございます。

○犬伏座長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があればよろしくお願ひします。予算はまさにベースになります。

森本評議員、お願ひします。

○森本オブザーバー 今の御説明をお聞きしまして、3ページのマル5、今、話がありましたけれども、この予算の中の遺骨鑑定専門員の遺骨収集への派遣というものがありますが、可能であれば現地調査にも遺骨鑑定専門員の派遣を状況によってはお願ひしたいと要望したいと思ひます。

○渡邊課長補佐 遺骨鑑定専門員の現地調査への派遣についてですが、手順書に記載のとおり、遺骨収集だけでなく現地調査においても鑑定人を派遣できることになっており、必要に応じて対応しています。

○犬伏座長 予算としてはこのような記載だが、必要に応じて実際は行っているという趣旨ですか。

○渡邊課長補佐 そういふことです。

○犬伏座長 分かりました。

森本評議員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の方、オブザーバーの方、いかがでしょうか。

予算も確保されているということでありまして、遺族の方々が高齢になっているというところのスピードアップといったことも含めて、ぜひこのような予算の中で最大限の取組を進めていただきたいと思ひております。

特に資料3についてということではございませんけれども、全体につきまして、御意見、御質問を残していることがありましたら、いかがでしょうか。

竹内構成員、何かございますか。

○竹内構成員 構成員の竹内でございます。

令和4年の第1回目ということで、予算の執行状況とか、指定法人さんの監査の結果とか、そういった辺りの御報告はこれから後ということで、例年どおりしっかり監査をしていただきたいと要望いたします。本日の御説明にもありましたとおり、鑑定に関する委託費が増加傾向にあることもありまして、その辺りの委託費の金額の妥当性とか、そういっ

たところも監査の際の視点の中に含めていただきたい。あと、自前のラボを設置されるということなので、今後それが鑑定のスピードアップにどれだけ貢献しているのかということがある程度社会から見られてくるポイントになってくるかと思しますので、鑑定の実績やどれだけスピードアップに貢献しているのか、その辺り、きっちりとアピールできるように整理しておいていただきたいと要望いたします。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

竹之下専務理事、何かございましたらよろしくお願ひします。

○竹之下オブザーバー 日本戦没者遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

今日の議題の中に私どもの直接の仕事は少ないほうだと思っているのですが、ただ、私どもは予算を頂戴して、職員もなるべく研修などを充実させて張り切ってはいるのですが、何せまだ新型コロナウイルス感染症が全面的に収まらないということで、準備をしては相手国の状況がまだよろしくないというのでそれを取り消したりということは何回もやりました。現実に入年度に入るといふか、令和4年の正月を越してからマリアナやパラオの打合せに同行させてもらったり、令和4年度に入ってからマリアナに既に2回、パラオへは今晚前泊して明日2回目が出発しますので、やっとまともになってきたなということはあるのですが、それでもまだ新型コロナウイルス感染症の影が影響しておりまして、出発する要員が成田の検査で引っかかってその人だけ中止にするとか、あるいは向こうから帰ってくるときに陽性になったということで向こうにしばらく留め置かれることになるのか、なかなか計画どおりスムーズにいかないのか、残りの年数が少ないということで焦りにも似た気持ちでいるのですが、いずれにしても、コロナ影響下での事業はまだ始まったばかりなので、状況を見ながら、協会としては一生懸命頑張りたいと思っています。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

現状についての御報告ということで、なかなか悩ましいところがございますけれども、可能な限り取り組む、遺骨収集事業は以前のように戻るといふことはなかなか難しいと思いますが、粛々と取り組んでいただければと思います。

そのほか、御意見はございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら本日の議題は以上になります。長時間にわたって本当にいろいろ貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。本日の御意見や御質問等を踏まえて、またこれからもぜひ厚生労働省としての取組を強めていただければと思います。

最後に、事務局から何か御連絡はございますでしょうか。

○中村課長補佐 冒頭でも申し上げましたけれども、本日の有識者会議の資料、こちらにつきましては本日、議事録につきましては後日、厚労省のホームページに掲載いたします。

ので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

また、次回の会議の開催時期につきましては別途御相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○犬伏座長 それでは、長時間にわたり議論を深めていただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。本日はありがとうございました。